

特命随意契約理由書

神戸市

件名	神戸市立工業高等専門学校電子計算機システム等借り上げ その2
契約業者名	日立キャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の相手方を選定した理由	
<p>当該電子計算機システム等借り上げ業務においては、電子計算機システムの機器等の借り上げだけでなく、最新の技術の導入による授業環境の向上に寄与するための学事情報管理システムの導入等を一括して依頼している。</p> <p>また、この重要な学生データ等の学事情報を扱う端末をインターネットリスクから分断し、サイバー攻撃対策の強化を行うなどの対応や改善も依頼している。</p> <p>上記業者は、本システムの開発・製造し、本学に導入した業者である。</p> <p>今回のパソコンの追加調達においては、単なる機器の追加だけではなく、直接この学事情報管理システムに統合・連携することを目的とするため、そのシステム導入に携わっていない他の業者では情報管理や保守、責任の所在の点からも対応不可である。</p> <p>したがって、本校の電子計算機システム等借り上げにおいて確実・円滑に履行できるのは上記会社以外にないため随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問い合わせ先)	教育委員会事務局市立工業高等専門学校事務室総務係 (電話番号 795-3311)